

海南市議会議長交際費支出基準

(平成25年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、海南市議会議長が外部との交際のために支出する議長交際費について、その区分、支出金額等の一層の透明化を図るため必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 議長交際費を支出する個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 海南市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 海南市勢の伸展に功績があったもの
- (3) 病気、災害等にあったもの
- (4) 議長が特に必要と認めたもの

(支出区分)

第3条 議長交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる区分に基づいて支出することができる。

- (1) 会費 懇親会、祝賀会、式典、総会等の出席に係る経費
- (2) 弔費 葬儀、法要、供養等における香典、供物、供花等に係る経費
- (3) 見舞金 傷病等による入院・災害等の見舞いに係る経費
- (4) 祝金 スポーツ・文化等の全国大会以上の大会に出場する市民及び市内の団体へのお祝いに係る経費
- (5) 協賛・賛助金 平和運動・ボランティア活動・その他民間団体等が行う公共的又は公益的な事業活動への趣旨賛同に係る経費
- (6) 土産等 訪問先等への土産、贈答品等の購入に係る経費
- (7) 接遇費 来客等を応接するための飲食等に係る経費
- (8) 交通費 公務のために使用する自動車の借上に必要な経費
- (9) その他 上記以外の市政又は市議会の運営に資する経費として議長が特に支出する必要があると認めた経費

(支出基準)

第4条 前条に規定する支出区分に対する支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(基準の見直し)

第5条 議長交際費は、その支出内容や金額が常に社会通念に沿うとともに、市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(補則)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、決裁の日から施行し、平成25年度分の議長交際費から適用する。

別表（第4条関係）

区 分		内容・対象者等	金額等	適 用
会 費		懇親会、祝賀会、式典、総会等に議長宛ての案内及び招待を受けての出席に係る経費	1万円以内	会費が記載されている場合はその額、そのほかは会費相当額。
弔 費	香 典	地元選出県議員、市議会議員及び市長とその配偶者並びに父母、市特別職、元市議会議員、元市長 上記以外で議長が特に必要と認めた場合	1万円	
	供物・供花	香典対象者のうち辞退された場合、及び議長が特に必要と認めた場合	地域慣習の実勢額範囲内	
見舞金		地元選出県議員、市長及び市特別職が傷病等により入院した者並びに災害等に遭った者への見舞に係る経費	社会通念上妥当と認められる額	その都度協議して決める。
祝 金		スポーツ・文化等の全国大会以上の大会に出場する市民へのお祝いに係る経費	1万円	
		上記の大会に出場する市内の団体へのお祝いに係る経費	2万円	
協賛・賛助金		平和運動・ボランティア活動・その他民間団体等が行う公共的又は公益的な事業活動への趣旨賛同に係る経費	1件当たり 5千円以内	他との均衡を失しない範囲で支出。
土産等		訪問先等への土産、贈答品等の購入に係る経費	1件当たり 3千円以内	
接遇費		来客等を応接するための飲食等に係る経費	社会通念上妥当と認められる額	
交通費		公務のために使用する自動車の借上に必要な経費	実費相当額	タクシー使用の場合の経費
その他		上記に掲げる支出区分以外の本市の市政又は市議会の運営に資する経費として、議長が特に支出する必要があると認めた経費	社会通念上妥当と認められる額	その都度協議して決める。